

2017年9月19日

## 【自動車保険】「同性パートナー」を配偶者として補償

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、LGBT<sup>\*</sup>など性的少数者の権利尊重に対する社会的関心・要請の高まりをふまえ、自動車保険における「配偶者」の定義を変更し、「同性パートナー」を配偶者として補償対象に含める改定を、2018年1月に実施します。

※レズビアン（L＝女性同性愛者）、ゲイ（G＝男性同性愛者）、バイセクシュアル（B＝両性愛者）、トランスジェンダー（T＝性同一性障害を含む生まれた時の体の性と心の性が一致しない人）の頭文字をとった性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称です。

### 1. 開発の背景

2015年11月、東京都渋谷区で、同性パートナーに対して、男女間の結婚に相当する関係と認める「パートナーシップ証明書」を発行する全国初の条例が可決されたことをきっかけに、他の自治体や各企業でもLGBTに対するさまざまな対応が実施されており、社会的関心・要請が高まっています。

こうした背景をふまえ、損保ジャパン日本興亜では、LGBTの社員が働きやすい環境を整えるため、また社員のLGBTへの理解を深めるため、2016年7月から同性パートナーを配偶者とみなす人事制度・福利厚生制度の見直しを実施したほか、社内研修の実施や職場での対応をまとめた冊子を配布するなど、さまざまな取り組みを行ってきました。今般、お客さまの多様な個性や家族形態等を尊重し、万一の際にお客さまに安心をお届けするため、1千万人以上のお客さまが加入されている損保ジャパン日本興亜の自動車保険商品において「同性パートナー」を配偶者として補償の対象に含める改定を行うこととしました。

### 2. 改定内容

2018年1月から、自動車保険商品における「配偶者」の定義を見直し、「同性パートナー」を配偶者に含めます。また、本改定にあたり、LGBTを支援するNPO団体から助言をいただき、同性パートナーであることを確認するための資料として「パートナー関係に関する自認書兼同意書」を新設しました。これにより、契約のお引き受け時や保険金のお支払い時に同性パートナーであることが確認できる場合に、同性パートナーを配偶者として取り扱います。

（注）一部例外としてお取り扱いできない場合があります。

<同性パートナーを配偶者として取り扱う例>

運転者限定特約	運転者限定特約は、補償の対象となる運転者を「本人・ <u>配偶者</u> 」または「本人と <u>所定の範囲の親族</u> 」に限定する特約であり、補償が限定されているため、保険料が割り引かれます。 改定後の商品では、同性パートナーを補償範囲である「配偶者」として取り扱うため、本特約の付帯が可能となります。
人身傷害車外事故特約	人身傷害車外事故特約は、人身傷害保険で補償の対象となる事故を、「他の自動車に搭乗中の事故」や「車外での自動車事故」に拡大する特約です。 本特約では、ご本人・ <u>配偶者</u> ・ <u>所定の範囲の親族</u> を補償の対象としており、改定により、同性パートナーも補償を受けることができるようになります。
個人賠償責任特約	個人賠償責任特約は、日常生活における偶然な事故（自動車事故を除きます）により、他人にケガなどをさせたり、他人の財物を壊したりした際に法律上の賠償費用をお支払いする特約です。 本特約では、ご本人・ <u>配偶者</u> ・ <u>所定の範囲の親族</u> を補償の対象としており、改定により、同性パートナーも補償を受けることができるようになります。
弁護士費用特約	弁護士費用特約は、自動車事故などにより被保険者（補償対象者）がケガなどをされたり、自らの財物（自動車、家屋など）を壊されたりすることによって、相手方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用などをお支払いする特約です。 本特約では、ご本人・ <u>配偶者</u> ・ <u>所定の範囲の親族</u> を補償の対象としており、改定により、同性パートナーも補償を受けることができるようになります。

### 3. 今後について

損保ジャパン日本興亜が販売する他の個人向け商品についても、順次対応していく予定です。今後もお客さまのニーズに合致する商品・サービスを提供することで、安心・安全な社会の実現に貢献していきます。

以上